

制限外積載 設備外積載 荷台乗車				
許 可 申 請 書				
年 月 日				
警 察 署 長 殿				
住 所 申請者 氏 名				
申請者の免許の種類		免許証番号		
車両の種類	番号標に表示されている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
運転の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号 制 限 外 許 可 証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日 警 察 署 長 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。